

令和8年度ふくおか農業トップランナーキャリアアップ講座
委託業務仕様書

1 委託業務名

「令和8年度ふくおか農業トップランナーキャリアアップ講座 運営業務」
(以下「業務」という。)

2 目的

経営発展意欲の高い農業者を対象に、個別の経営課題の解決に対応できる講座を開催し、本県農業を牽引する販売金額1億円以上の農業経営者を育成する。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月5日まで

4 業務の内容

講座の概要（実施回数、開催時期、定員、講座内容、受託者の業務等）については別表のように定め、業務の詳細な内容については、以下（1）～（5）のとおりとする。

（1）「⑧法人化」の企画提案

「⑧法人化」について、具体的な研修内容及び講師の提案を行う。

（2）講座の周知及び受講者の募集・講座開催までの準備

（ア）「①～⑧の講座」

開催チラシ（3,000部程度）を作成し、県と打合せの上、過去受講者（400名程度）及び関係部署（15カ所程度）に送付する。

また、専用ページ・エントリーフォームを作成し、受講者の募集及びとりまとめを行い、応募状況（期間中毎週）及び最終とりまとめ結果を県に報告する。

ただし、「①キャリアアップ講座（ビジネスプラン作成）」については、エントリーフォームによる募集対象から外す。

講座の実施にあたり、受講者の出欠確認及び各講座前日までの報告、事前課題の連絡及びとりまとめ、このほか県と打合せの上、必要に応じて事務連絡を行う。

(イ)「⑨ネットワーク研修会」

開催チラシの作成、開催の周知、受講者の募集及びとりまとめは、県で対応する。

(3) 講師との連絡調整等

講座の開催に係る講師謝金及び講師旅費の支払のほか、会場までの旅程の管理を行う。

県が実施する講師との講座内容の打合せ（web 会議等で開催）に参加し、講座の準備等を行う。

事前課題等の収受・県への共有及びとりまとめ報告、講座で使用する資料の収受・県への共有及び参加者分（受講生及び県職員等）の印刷を行う。

また、講座の終了後には実績集作成のためのメッセージ等の依頼や回収、次期に対する要望等を取りまとめ、県へ報告を行う。

(4) 当日の運営等

(ア) 講座当日は、受講者の名札、出席者名簿、配席図、講義資料のほか、講座に必要な物品（ペン、模造紙、商品サンプル、講師用飲料等も含む）を準備し、受付、写真撮影等の運営補助を行う。

現地巡回のある講座については講師の移動手段の確保及びその経費を負担する。

(イ)「⑥スタートアップ農産加工」及び「⑦働きやすい環境づくり～ユニバーサル農業の実践～」の講座については、講師の移動手段確保と経費負担は県が担う。

(ウ)「⑥スタートアップ農産加工」の講座については、司会進行を含む当日の運営を主体的に行う。

(エ) 気象災害等により集合形式での開催が難しい場合は、オンライン形式・アーカイブ配信により開催することとし、通信環境の管理・動画の編集を含む運営を行う。

ただし、実演等で対面を必須とする研修については、オンライン形式・アーカイブ配信は行わず、日程を再調整して開催する。

(オ) 受講者が参加しやすいよう、託児利用を希望する受講生がいる場合には、講座開催時に託児管理を行う。

(カ) 講座の内容を記録し、講座終了後概ね1週間以内に県へ報告書を提出する。

(キ) 欠席者に対しては、資料の送付を行う。

(5) 業務報告及び会計報告

講座の開催実績とりまとめ冊子（150冊程度）を作成し、送付状を添付し、関係者へ送付する。

会計報告については、業務終了時の完了報告書により報告する。

5 その他

(1) 業務の執行にあたり、県及び関係機関との連携を密にして遂行すること。

(2) 業務上知り得た個人情報や企業情報について、他人に漏らさないこと又は他目的に使用しないこと。

(3) 制作にあたって利用する著作権や肖像権等の権利関係は、受託者において処理するものとする。

(4) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について、第三者の権利を侵害していた場合に生じる一切の責任は、受託者が負うものとする。

(5) 本業務において作成したデータやイラスト、文書等の著作権は、全て県に帰属するものとする。

(6) 委託料には、業務に係る経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、保険料、講師謝金、講師旅費 等）の一切を含む。

ただし、「⑥スタートアップ農産加工」及び「⑦働きやすい環境づくり～ユニバーサル農業の実践～」に係る、講師謝金及び講師旅費は除く。

【別表】

令和8年度ふくおか農業トップランナーキャリアアップ講座開催計画及び受託者の業務

No	講座名(予定)	開催日程(予定)	場所	講座内容(予定)	方法	定員	講座の内容	受託者の業務					
								研修内容の企画	開催案内受講者募集	講師との調整	講座当日の運営	講座開催実績	
①	ビジネスプラン作成	7月	筑紫野市福岡市	ビジネスプラン作成について ※下の講座と同日開催	講義	20名程度	経営管理、労務管理及び財務管理等に関する能力を磨き、更なる経営発展のための経営戦略の策定を行う。						
				観光農園の事業理念と取組 ※上の講座と同日開催	講義、討議								
				農業における経営管理のポイント	講義、討議								
				ビジネスプラン作成進捗	講義、討議								
				作業環境改善～経営理念・人材育成～	講義、討議								
②	農業DX 営農管理システム	10月	筑紫野市	1)営農管理システムの特徴とスマート農機について 2)営農管理システムの特徴と活用事例	講義・意見交換	10名以下	経営品目に適した営農管理システム(体験版)を試験導入し、ほ場登録や各種機能の活用など、講義や実習により基本的な技術習得を図るとともに、デジタル化による効率的な栽培管理や労務の管理方法について学習する。						
		12月		営農管理システム活用の実際について	講義・実習								
③	スマート農業施設 環境制御	8月	筑紫野市 現地ほ場	施設栽培における植物生理と環境制御	講義・現地	5～10名	植物生理の基礎や環境制御技術を学び、栽培に関する理論を理解する。 また、植物の観察方法やデータの見方など、実際のほ場にて、実践的技術の習得を図る。 さらに、環境制御の実践により出てきた課題について、討議、意見交換を行い、理解を深める。						
		11月 12月		現地巡回・フォローアップ ※2日に分けて開催予定	現地巡回								
		1月		施設栽培における植物生理と環境制御(まとめ)	討議、意見交換								
④	人材育成	8月	筑紫野市	現場を任せられる人材をどう確保し育成するか	講義、討議	10名程度	組織として生産性の高い農業経営を行うために、人材の確保や育成を進める上で必要な実践的な手法を学ぶ。						
		9月		農場スタッフとのコミュニケーションと人事評価	講演、討議								
		10月		人が育つ技術チェックシートや評価シートの作り方	講演、討議								
⑤	マーケティング	9月	筑紫野市	農業における「マーケティング」とは何か	講義、討議	10名程度	農産物のマーケティングやブランドづくりの考え方や基礎知識を習得する。さらに、マーケティング的な発想で"自らの強みを伸ばし"、"顧客を引きつけるためには何をすべきか"を明確にすることによって、受講者のマーケティングやブランド戦略の実践に結び付ける。	5月 ・案内チラシの作成及び送付 ・講座受講応募者のとりまとめ					
		10月		農業を強くするブランドづくりを考えよう	講義、討議								
		11月		六次化商品開発のためのアイデア発想法、マーケティング戦略の策定	講演、討議								
⑥	スタートアップ 農産加工	8月	筑紫野市	HACCP講義 ジャム加工実習	講義、実習	15名程度	農産加工での起業や経営参画に向け、HACCPの考え方をとり入れた農産加工の基礎技術を習得する。						
		8月		ピクルス加工実習	実習								
⑦	働きやすい環境づくり ～ユニバーサル農業の実践～	8月	筑紫野市	働きやすい環境づくり	講義、討議	10名程度	ユニバーサル農園の実践に向けて、農作業の分解や5Sなど働きやすい環境をつくるための手法・知識を習得する。						
				9月	農作業の分解								講義、討議
				10月	5Sの実践								講義、討議
				11月	作業環境改善～経営理念・人材育成～								講義、討議
⑧	法人化	業者と調整 (11月～1月想定)	福岡市	委託業者のプロポーザル提案を基に、県と協議の上で内容決定	講義、討議(仮)	10名程度	家族経営から法人経営への転換によって経営拡大を目指すため、経営者としての意識変革を図るとともに、法人化の実行に向けた税務・労務・会計等の知識を習得する。	○					
		業者と調整 (11月～1月想定)		委託業者のプロポーザル提案を基に、県と協議の上で内容決定	講義、討議(仮)								
		業者と調整 (11月～1月想定)		委託業者のプロポーザル提案を基に、県と協議の上で内容決定	講義、討議(仮)								
⑨	農業法人 ネットワーク研修	10月～11月	福岡市	ネットワーク研修会 10周年大同窓会(仮)	講演、交流	50名程度	先進経営者や県内農業者の取り組みを学び、交流を図ることにより、多岐にわたる経営課題の解決方策に結びつける。						

注1) No. ①～⑦及び⑨の研修内容の企画、講師選定、実施時期の調整等は、県で実施
 注2) No. ⑧の研修内容の企画、講師選定、実施時期の調整等は、別途、県と協議の上実施
 注3) 注1、2以外の業務分担については、別途、県と協議の上実施
 注4) 受講希望者が定員を超えた際には、県が受講者を決定